

たまゆら火災 - 西日本防災システム

2012 12 21

平成21年3月群馬県渋川市で、入所者10人が亡くなった高齢者施設「たまゆら」火災で、前橋地裁は今年21日、業務上過失致死罪に問われた元理事長らの判決公判を来年1月18日に開くことを決めました。火災は平成21年3月19日午後10時45分ごろ発生しました。木造平屋の本館と別館2棟を全半焼し、55歳から88歳のお年寄り10人が亡くなりました。その過半数は生活保護受給者で、運営主体のNPO法人・彩経会は有料老人ホームの届け出をしておらず、身寄りのない高齢者の処遇や無届け施設の問題が浮上した事件でもあります。

業務上過失致死罪に問われた運営法人元理事長と元施設長の弁論が12月21日、前橋地裁で再開され、補充の証拠調べが行われました。改めて結審し、判決期日を来年1月18日に指定しました。どのような判決が出ても、お亡くなりになったかたは戻ってきません。

身よりもなく、ほんとに辛い生活を強いられ、拳句の果てにこのような無届の安全管理も出来ない施設に追いやられて、苦しみながらお亡くなりになったお年寄りの事を思いますと、同じ人間として、同じ国に暮らす国民として とてつもなく むなしくて、悲しくて、やりきれません。なんとかしなければ！ 心からそう思います。 お亡くなりになったかたの御冥福を心よりお祈りいたしております。そして 二度と！ 絶対！このような火災が起こらないように 皆さん頑張りましょう！！



西日本防災システム

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ 